

湖西市条例第 26 号

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

湖西市長

田内 瑠之

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務経済委員会」を「総務産業委員会」に、「6 人」を「8 人」に、「市民安全部」を「環境部」に改め、「産業部の所管に属する事項」の次に「、都市整備部の所管に属する事項」を加え、同項第 2 号中「福祉教育委員会」を「教育安全委員会」に、「6 人」を「8 人」に改め、「こども未来部の所管に属する事項」の次に「、市民安全部の所管に属する事項」を加え、「及び市立湖西病院」を「、市立湖西病院の所管に属する事項及び消防本部」に改め、同項第 3 号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会委員会条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙による改選後の湖西市議会の任期が始まる日以後の常任委員会の名称、委員の定数及び所管について適用し、同日前の常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、なお従前の例による。